神山町社会福祉協議会在宅高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の寝たきり高齢者等に対し、紙おむつを支給することにより本人及び同居する家族を援助し、その精神的経済的負担等を軽減し、もって寝たきり高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、神山町社会福祉協議会とし、神山町善意銀行運営委員会(理事会)において審議し、事業費は神山町善意銀行より支出する。

(対象者)

- 第3条 この事業が対象とする者は、神山町に居住する者で次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 障害高齢者の日常生活自立度による寝たきり又は準寝たきり状態にある者
 - (2) 重度の身体障害で排泄動作に介助を要する者
 - (3) 脳血管疾患、ALS等の介護保険に定める特定疾病により排泄動作に介助を要する状態にある者
 - (4) 要介護3以上の認定を受け、失禁又は排泄動作に介助を要する者
 - (5) 上記のほか、会長が特別な事情があると認め、支給するのが相当であるとした者

(申請)

- 第4条 当事業による紙おむつの支給を受けようとする者は、在宅高齢者等紙おむつ支給申請書により、会長に申請書を提出し、認定を受けなければならない。
 - 2 支給は年1回とし、継続する場合は再申請の認定を必要とする。

(決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ要否を決定し在宅 高齢者等紙おむつ支給承認、不承認通知書により申請者にその旨を通知する。

(支給等)

- 第6条 紙おむつの支給については、年5パックまでとする。
 - 2 対象者が、病院施設等に入院入所している場合は、支給しない。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。